

半期報告書の作成・提出に際しての留意事項について (平成18年9月中間期版)

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準の導入及び「会社法」等の施行に伴い、[中間財務諸表等規則、中間連結財務諸表規則（以下「中間財務諸表等規則等」という）及び企業内容等の開示に関する内閣府令が改正（平成18年5月1日施行）](#)されています。

これらの改正等に伴い、平成18年9月中間決算にかかる半期報告書の作成・提出に際しては、以下の事項について留意する必要があります。

I. 中間財務諸表等規則等の改正等について

「ストック・オプション等に関する会計基準」等の会計基準及び「会社法」の施行に伴う中間財務諸表等規則等の改正（平成18年4月25日公布）については、平成18年5月1日以後に終了する中間会計期間（中間連結会計期間）から適用されます。

また、「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」の導入に伴う中間財務諸表等規則等の改正（平成18年4月26日公布）については、平成18年4月1日以後に開始する中間会計期間（中間連結会計期間）から適用されます。

上記改正にあわせて、中間財務諸表等規則ガイドライン及び中間連結財務諸表規則ガイドラインが改正されております。

上記会計基準の導入等に伴う改正点等は以下のとおりです。

「ストック・オプション等に関する会計基準」について

(1) 「自己株式」、「自社の株式」、「自社株式オプション」及び「ストック・オプション」に関する定義について

「ストック・オプション等に関する会計基準」の導入に伴い、「自社の株式」、「自社株式オプション」及び「ストック・オプション」の定義を設けるとともに、「自己株式」の定義を追加しております。（中間財規第2条の2、中間連結財規第2条）

(2) 注記事項について

「ストック・オプション等に関する会計基準」の導入に伴い、以下の注記をしなければならないとしています。

- ① 「ストック・オプション等に関する会計基準」の導入に伴う財務諸表への影響額として、ストック・オプション若しくは自社株式オプションを付与又は自社の株式を交付している場合の、費用計上額及び資産計上額等の注記。(中間財規第5条の8、中間連結財規第17条の2)
- ② 当該中間(連結)会計期間に付与されたストック・オプションについての内容(付与対象者の人数、付与数、権利確定条件、対象勤務期間、権利行使期間及び権利行使価格等)の注記。(中間財規第5条の9、中間連結財規第17条の3)

「繰延資産の範囲」について

会社法において建設利息が廃止されたことに伴い、繰延資産の範囲について、建設利息に関する規定が削除されております。(中間財規第12条、中間連結財規第24条(財規第36条を準用))また、「金融商品に関する会計基準」等の公表に伴い、新株発行費及び社債発行差金の規定を削除し、株式交付費の規定を追加することを予定しております。

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」について

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」の導入に伴い、「資本の部」を「純資産の部」に変更しております。また、純資産の部は①株主資本、②評価・換算差額等、③新株予約権の3つに分類されることから、純資産の部の記載方法に関する規定を設けるとともに、中間貸借対照表についての様式第一号及び中間連結貸借対照表についての様式第四号を改正しております。

中間貸借対照表日後に株式併合等が行われた場合の1株当たり中間純損益金額等の注記

「1株当たり当期純利益に関する会計基準」では、貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合に注記を求めていることから、中間財務諸表等規則等においても、これを重要な後発事象として注記する必要があることを明記しております。(中間財規第52条の2第5項、中間連結財規第65条第5項)

中間(連結)株主資本等変動計算書の記載方法及び注記

「株主資本等変動計算書に関する会計基準」の導入に伴い、中間(連結)株主資本等変動計算書の記載方法及び注記に関する規定並びに様式を設けています。

(1) 中間(連結)株主資本等変動計算書

中間（連結）株主資本等変動計算書は、中間（連結）貸借対照表の純資産の部に計上される①株主資本、②評価・換算差額等、③新株予約権（連結では④少数株主持分を追加）を、原則として科目ごとに、前期末残高、当中間（連結）会計期間中の変動額及び当中間（連結）期末残高に区分して記載することとしており、これらの区分及び科目は、中間（連結）貸借対照表の純資産の部と整合することが求められています。

（２）中間（連結）株主資本等変動計算書の注記

中間（連結）株主資本等変動計算書の注記として、①発行済株式、②自己株式、③新株予約権及び自己新株予約権、④配当に関する記載を求めています。なお、中間連結財務諸表提出会社は、自己株式に関する注記を除いて、個別中間財務諸表における注記を行わないことができます。（中間財規第65条～第68条、中間連結財規第78条～第81条）

（３）その他

中間株主資本等変動計算書の導入により、中間損益計算書の末尾に記載されていた中間未処分利益（又は中間未処理損失）の表示に関する規定が削除されております。

中間（連結）キャッシュ・フロー計算書における注記

会社法において、組織再編行為の対価として金銭等を交付できることが明確化されたことから、資金が減少する合併については、事業の譲受け又は譲渡に準じて投資活動によるキャッシュ・フローに表示することを明記しております。（中間財規第72条、中間連結財規第85条）

「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」について

「企業結合に係る会計基準」及び「事業分離等に関する会計基準」については、平成18年4月1日以後開始する中間会計期間（中間連結会計期間）から全ての会社に適用となっておりますので、平成18年4月26日に公布された中間財務諸表等規則等の改正事項に留意願います。

Ⅱ. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正について

改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令については、施行日以後終了する中間会計期間に係る半期報告書から適用することとしており、主な改正点等は以下のとおりとなっております。

（１）「主要な経営指標等の推移」について

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」が定められ、新株予約権と少数株主持分は純資産の部に記載することとされましたが、新株予約

権と少数株主持分は株主資本とは区別することとされていることから、自己資本比率及び自己資本利益率を計算するに当たっては、純資産額からこれらの金額を控除することとされております。

(2) 「新株予約権等の状況」について

会社法において、金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とする場合について、その旨並びに当該財産の内容及び価額が新株予約権の内容とされたことから、「新株予約権等の状況」に、「代用払込みに関する事項」を追加しております。

Ⅲ. 添付書類（代表者による適正性の確認）について

代表者の確認書制度については、金融商品取引法において義務化され、平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されます。それまでの間は、この確認書の提出は任意のものとなっておりますが、経営者自らが市場における信頼性の向上を積極的に図っていくためにも、この制度の一層の活用をお願いいたします。

半期報告書の提出者の代表者が、当該半期報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面には、おおむね次の事項を記載し、代表者がその役職を表示して自署し、自己の印を押印することとされております。（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条、企業内容等の開示に関する留意事項について5-29-2）

- ① 当該半期報告書の記載内容が適正であることを確認した旨
- ② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由
- ③ 当該確認を行うにあたり、中間財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容
- ④ 当該確認について特記すべき事項